

平成 26 年 5 月 7 日

第 3 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成26年5月7日(水) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂きありがとうございます。

ただ今より、平成26年第3回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長より、ご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

みなさんおはようございます。

もうずいぶんと暖かくなってきて、確実に季節が移り変わっておりまして、新緑の好季節へと変わっておりますけれども、そういう中で今日は第3回の臨時会に大変お忙しい中をご出席賜りまして、本当にありがとうございます。

また昨日まで連休の期間、ゴールデンウィークがありましたけれども、その中で5月の3、4、5、6の4日間、高見島におきまして「アート瀬戸内」を開催させていただきました。その節には、議員の皆様方、本当にボランティアでお手伝いをいただいたり、また高見に応援に来ていただいたり、たくさんの議員の皆様方にも心から感謝を申し上げます。また私ども町の職員も、いろいろと手伝いをさせていただきました。たくさんのご来島者を招き入れることができまして、皆様方にも喜んでいただいたと思っております。2年後に瀬戸内国際芸術祭が再度行われる予定となっておりますので、そのために高見島を多度津町の観光資源として、もっと手を入れていきたいなと思っておりますので、また皆様方のご支持とご協力を心からお願いを申し上げます。今日は臨時会、大変重要な課題であります消防庁舎の建設の件が入っております。どうか十分ご審議いただきますよう、お願いを申しあげて開会に際してのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成26年第3回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第3回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 小川保君、8番 古川幸義君 を指名致します。

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮りを致します。

第3回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長 中川君。

税務課長(中川 隆弘)

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部を改正する条例)の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律等が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、原則、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、1つ目は、法人住民税関係でございます。地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直し、税源の偏在性を是正する措置が講じられたことにより、法人住民税の法人税割の税率を見直すものでございます。

2つ目は、軽自動車税関係でございます。軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮した標準税率の引き上げがなされたことによる改正、また、グリーン化を進める観点から、軽自動車においても平成28年度分より、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、重課課税を導入するものでございます。

3つ目は、固定資産税関係でございます。新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長や耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る減額措置の創設、公害防止設備の一部に「わがまち特例」を導入するなど、固定資産税の特例措置等の見直しに関するものなどでございます。その他、関係法令の改正に伴う条文

の整備も含まれた内容のものとなっております。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますので、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、10 ページをご覧ください。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

第23条第2項、及び第3項は、「町民税の納税義務者等」に関する規定で、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

11 ページ上段をご覧ください。

第33条第5項は、「所得割の課税標準」に関する規定で、適用条項の号ずれに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成29年1月1日であります。

11 ページ中段をご覧ください。

第34条の4は、「法人税割の税率」に関する規定でございます。

法人税割の「標準税率及び制限税率」が引き下げられたことに伴い、法人住民税の法人税割の税率を、現行の100分の14.7から、100分の12.1に引き下げを行うものでございます。

施行日は、平成26年10月1日で、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

11 ページ下段から12 ページ中段までご覧ください。

第48条第2項、及び第5項は、「法人の町民税の申告納付」に関する規定で、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

12 ページ下段をご覧ください。

第52条は、「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」に関する規定で、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

13 ページ下段から14 ページまでをご覧ください。

第57条は、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申

告」に関する規定、第 59 条は、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」に関する規定で、子ども・子育て支援新制度に関する非課税措置の創設に伴い、適用条項の号ずれによる条文の整備でございます。

施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日であります。

15 ページから 17 ページ上段までをご覧ください。

第 8 2 条は、「軽自動車税の税率」に関する規定でございます。

原動機付自転車のうち、排気量が 50cc 以下のものについては、現行 1,000 円が 2,000 円に、50cc を超え 90cc 以下については、1,200 円が 2,000 円に、90cc を超え 125cc 以下については、1,600 円が 2,400 円に。

16 ページをお開きください。

ミニカーについては、2,500 円が 3,700 円に、また、2 輪の軽自動車については、2,400 円が 3,600 円に、3 輪については、3,100 円が 3,900 円に、また 4 輪以上で乗用の営業用については、5,500 円が 6,900 円に、自家用は 7,200 円が 10,800 円に、貨物用の営業用 3,000 円が 3,800 円に、自家用は 4,000 円が 5,000 円に、専ら雪上を走行するもの 年額 2,400 円は削除し、小型特殊自動車で農耕作業用のもの 1,600 円が 2,400 円に、その他のもの 4,700 円が 5,900 円に、2 輪の小型自動車 4,000 円が 6,000 円に、それぞれ標準税率が引き上げられたことに伴い、税額を改めるものでございます。

施行日は平成 27 年 4 月 1 日で、3 輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車から、原動機付自転車及び小型特殊自動車につきましては、平成 27 年度分から適用されます。

17 ページ中段から 18 ページ上段をご覧ください。

附則第 4 条の 2 は、「公益法人等に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、租税特別措置法第 40 条関係の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成 27 年 1 月 1 日であります。

18 ページから 28 ページ中段までをご覧ください。

18 ページ右側上段から、附則第 6 条は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に関する規定。

4 ページほど進みまして、22 ページ右側下段から、附則第 6 条の 2 は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に関する規定。

5 ページほど進みまして、27 ページ右側上段、附則第 6 条の 3 は、「阪神、淡路大震災に係る雑損控除額等の特例」に関する規定で、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、それぞれ規定を削除するものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

28 ページ下段から 29 ページ上段までをご覧ください。

附則第 7 条の 4 は、「寄付金税額控除における特例控除額の特例」に関する規定で、適用条項の条ずれに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成 29 年 1 月 1 日であります。

29 ページ中段をご覧ください。

附則第 8 条第 1 項は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を、現行平成 27 年度から平成 30 年度まで 3 年間延長するものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

30 ページをご覧ください。

附則第 10 条の 2 は、「固定資産税等の課税標準の特例」に関する規定で、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置について、「わがまち特例」の導入がなされ、地方税法で規定する施設ごとに定められた割合を参酌し、それぞれの軽減割合を定めるものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

31 ページから 32 ページ上段までをご覧ください。

附則第 10 条の 3 は、「新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定でございます。

耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴い、添付書類等の規定を新設するものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

32 ページ中段をご覧ください。

附則第 16 条は、「軽自動車税の税率の特例」に関する規定でございます。

平成 28 年度分から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね 20% の重課を導入する規定の新設でございます。

施行日は、平成 28 年 4 月 1 日であります。

33 ページから 34 ページ中段までをご覧ください。

附則第 17 条の 2 は、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例」に関する規定で、特例の適用期限を現行平成 26 年度から平成 29 年度まで 3 年間延長するものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

34 ページ下段から 37 ページ上段までをご覧ください。

附則第 19 条第 1 項は、「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定。

附則第 19 条の 2 は、「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の

特例」に関する規定。

附則第 19 条の 3 は、「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例」に関する規定で、適用条項の改正に伴い、それぞれ条文を整備するものでございます。

附則第 19 条第 1 項及び、附則第 19 条の 2 の施行日は、平成 29 年 1 月 1 日、附則第 19 条の 3 第 2 項の施行日は、平成 27 年 1 月 1 日であります。

37 ページ中段から 38 ページ上段までをご覧ください。

附則第 21 条は、「旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定でございます。第 1 項は、規定の明確化による条文の整備。

第 2 項は、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴う規定の削除でございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

38 ページをご覧ください。

附則第 21 条の 2 は、適用条項の項ずれに伴い、条文を整備するものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。

39 ページから 47 ページまでをご覧ください。

まず 39 ページ右側上段、旧附則第 22 条は、「東日本大震災に係る雑損控除額等の特例」。

41 ページ右側上段、旧附則第 22 条の 2 は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例」。

45 ページ右側中段、旧附則第 23 条は、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」に関する規定で、単に課税標準の計算の細目を定めるものでありますことから、条例の性格を踏まえ、それぞれ規定を削除し、旧附則第 24 条を、新附則第 22 条に繰り上げるものでございます。

施行日は、それぞれ平成 27 年 1 月 1 日であります。

続きまして、48 ページから 49 ページにかけては、第 2 条関係といたしまして、多度津町税条例の一部を改正する条例（平成 25 年多度津町条例第 13 号）の一部を改正するものです。

48 ページ上段をご覧ください。

法附則第 41 条における項ずれに伴う条文の整備を行っております。

48 ページ下段から 49 ページ上段をご覧ください。

第 1 条は施行期日を定めるものですが、規定の整備による改正。

49 ページをご覧ください。

第 3 条は、「町民税に係る経過措置」の規定でございますが、租税条約の実施



に伴う所得税法等、適用条項の一部改正に伴う条文の整備と法律番号の記載で  
ございます。

施行日は、平成 28 年 1 月 1 日であります。

5 ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、5 ページ下段から、第 1 条として  
施行期日、6 ページ下段から、第 2 条に町民税に関する経過措置、7 ページ中  
段から、第 3 条としまして固定資産税に関する経過措置、8 ページ中段から 9  
ページにかけまして、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に、軽自動車税に関する経過  
措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議  
頂きますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

11 番尾崎 忠義でございます。

私は平成 26 年第 3 回多度津町議会臨時会におきまして、議案第 1 号 専決処分  
の承認について（多度津町税条例等の一部を改正する条例）につき、次の点で  
反対を致します。

条例中、第 82 条 軽自動車税の税率、1 台につき（1）原動機付自転車、ア）総  
排気量が 0.05 リットル以下のものが年額 1,000 円を 2,000 円に 1,000 円の値上  
げ、イ）二輪のもの総排気量 0.05 リットルを超え 0.09 リットル以下のもの、年  
額 1,200 円を 2,000 円に 800 円の値上げ、そしてウ）二輪のもので総排気量が  
0.09 リットルを超えるもの、年額 1,600 円を 2,400 円に 800 円の値上げ、エ）  
三輪以上のもの総排気量が 0.02 リットルを超えるもの、年額 2,500 円を 3,700  
円に 1,200 円の値上げ。そして（2）軽自動車及び小型特殊自動車、ア）二輪のも  
の年額 2,400 円を 3,600 円に 1,200 円の値上げ、三輪のもの年額 3,100 円を  
3,900 円に 800 円の値上げ、四輪以上のもの乗用営業で年額 5,500 円を 6,900  
円に 1,400 円の値上げ、自家用年額 7,200 円を 10,800 円に 3,600 円の値上げ、  
貨物用のもの営業用年額 3,000 円を 3,800 円に 800 円の値上げ、自家用年額

4,000円を5,000円に1,000円の値上げ、農耕作業用のもの年額1,600円を2,400円に800円の値上げ、その他のもの年額4,700円を5,900円に1,200円の値上げ、(3)二輪の小型自動車年額4,000円を6,000円に2,000円の値上げとなっております。

また、第16条 軽自動車税の税率の特例として、第82条第2号アでは、3,900円を4,600円に700円の値上げ、6,900円を8,200円に1,300円の値上げ、10,800円を12,900円に2,100円の値上げ、3,800円を4,500円に700円の値上げ、5,000円を6,000円に1,000円の値上げとなっております。

この4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、合わせて公共料金も一斉に値上がりしている中で年金はすでに切り下げられており、所得は減っており、町民の皆さんは生活が圧迫されている中での増税のための条例であります。

国の悪政から防波堤としての役目を果たす地方自治体としての町行政は、町民の暮らしや家計を守るためにも、地方自治の本旨からいっても町民をこれらの苦しめる増税はすべきでないと考えます。

したがって、議案第1号 多度津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分には、反対せざるを得ないので反対をいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長 中川君。

税務課長（中川 隆弘）

議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）の、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律等が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を使い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分であります。

2ページをご覧ください。

附則第10項は、「農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定でございますが、法附則第15条の項の新設・廃止・項ずれに伴い、条文を整備するものでございます。

1ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項として、新条例の規定は平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による、と規定するものです。

以上、誠に簡単な説明ですが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第5 議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長 中川君。

税務課長（中川 隆弘）

議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する法律等が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円に引き上げることとしたこと、また低所得者に対する軽減措置の拡充として、5割軽減の基準につきましては、24.5万円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を45万円とする所要の改正でございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

2ページをご覧ください。

第2条は、「課税額」を規定するものですが、第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げる改正でございます。

3ページをご覧ください。

第18条第1項は、「既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収」に関する規定で、適用条項の条ずれに伴う規定の整備でございます。

3 ページ下段から 4 ページまでをご覧ください。

第 21 条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定でございます。

2 号規定では、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に世帯主も含める改正、3 号規定では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行 35 万円から 45 万円に引き上げる改正でございます。

1 ページにおもどりください。

本改正条例の附則としまして、第 1 項は、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項として、新条例による改正後の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとするものです。

以上、誠に簡単な説明ですが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の提案説明で、1 点目は、限度額の引き上げでどのくらいの増収となるのか、それから 2 点目は、これをする事によって限度額ぎりぎりの人の金額がどれくらいになるのかをお聞きしたいと、分かっていたらお願いしたいと思っています。

議長（志村 忠昭）

税務課長。

税務課長（中川 隆弘）

尾崎議員の質問にお答えいたします。

限度額の引き上げによって、どの程度調定が増えるかということだと思いますが、まだ平成 26 年度につきましては、所得が確定しておりませんのではっきりしたことは分かりませんが、平成 25 年度の数字で申しますと、後期高齢者支援金等で限度額に到達している世帯が、49 世帯あります。

介護納付金等課税額では 40 世帯ありますので、平成 25 年度ベースで言いますとこの 49 世帯、40 世帯がそれぞれ 2 万円ずつ調定が上がるようなことになってこようかと思いますが、26 年度につきましては所得がまだ確定しておりませんので、ちょっとこの場ではっきりした数字は申し上げることは難しいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員いいですか。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

それからですね、国民健康保険税が高いんですけど、本年度の予算額は予算書を見てもらったら分かるんですけど、前年度の予算額に対して688万円減の予算になっているのに、なぜこの限度額の引き上げ、もちろん法律が改正になったということもあるんだらうと思うのですが、その限度額の引き上げを行うのがなぜこういうふうなのかよく分からない。

それからもう1点は、今国保会計が国保財政調整基金があると思うのですが、現在いくらあるのか、現在の時点でちょっと教えていただいたらと思います。

議長（志村 忠昭）

中川課長。

税務課長（中川 隆弘）

尾崎議員の再質問にお答えします。

なぜ限度額を引き上げるかということですが、まず地方税法の施行令の上位法で、まずこの数字が示されたことに伴う今回の専決処分という形でさせられております。

内容としましては、平成26年度が25年度に比べて課税限度額に達する世帯が増えるだろうという想定がされていることと、あと国保会計がどこの自治体もひっ迫しておりますので、適正化を図るために医療分と後期分と介護分の納付それぞれ負担の公平を図る観点から、こういう措置がなされたと考えております。

それに上位法に基づいて、今回専決処分をさせていただき承認を求めるものでございます。

それと財政基金につきましては、1億1,000万から2,000万程度だと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

平成25年3月31日付の決算書では、1億2,419万2,019円ということで、変わっていないということですね。

議長（志村 忠昭）

松下会計管理者。

会計管理者（松下 義夫）

国保の財政調整基金でございますが、積立というのは利息が金額にして何百万ということはありませんので、ほとんど変わりございません。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員、他にありませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

11 番尾崎 忠義でございます。

私は平成 26 年第 3 回多度津町議会臨時会におきまして、議案第 3 号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分の承認について、次の点で反対を致します。

多度津町国民健康保険税条例の第 2 条 3 における後期高齢者支援金課税額を従来の 14 万円を 16 万円として 2 万円の増額の引き上げ、また、第 2 条 4 における介護納付金課税税額を 12 万円を 14 万円として 2 万円の増額の引き上げるものであり、また第 21 条 国民健康保険税の減額に対しましても同様に、14 万円を 16 万円に引き上げ、12 万円を 14 万円に引き上げるものであります。

そして(3)の総所得金額及び山林所得金額の合算額 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき、35 万円を 45 万円に引き上げての加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者とするなど実質値上げとなっております。

今、消費税の増税、そして不景気の中で滞納者も多く、あまりにも高すぎる国民健康保険税、今回の条例改正によってさらなる値上げにつながることは、町民への負担増となり、滞納者の増加は必至であります。

したがって国保財政調整基金の一部を取り崩して合算しての 1 世帯当たりの引き下げに充当すべきであり、議案第 3 号 多度津町国民健康保険税条例の専決処分には反対を致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 3 号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について(平成26年度多度津町消防新庁舎建設工事)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長(島田 和博)

失礼いたします。

議案第4号 工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。件名につきましては、「平成26年度 多度津町消防新庁舎建設工事」でございます。

契約方法は、8社による指名競争入札でございます。

契約金額は、6億1,560万円で、その内消費税額は、4,560万円でございます。

参考までに、請負比率は、95%でございました。

工事受注者は、多度津町大字道福寺451番地、枝園建設株式会社、代表取締役枝園和幸でございます。

又、参考資料といたしまして、2ページから4ページに工事請負契約書及び契約保証金にかわる保証書の写し、並びに位置図を添付をいたしております。

又、工事の概要といたしまして、建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事1式でございます。庁舎棟は鉄骨造2階建で延べ床面積1,602.26㎡、訓練棟は鉄骨造2階建(5層)となっており、延べ床面積は120.60㎡となっております。尚、工期につきましては、平成27年3月20日までとなっております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上簡単でございますが、「議案第4号、工事請負契約の締結について」よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

ちょっとお尋ねしたいんで。

この中で契約保証金額が、請負代金額の1割の6,156万円ということになっておるのですが、この金額というのは町が保管して完成時に返還するいうものでしょうか。



議長（志村 忠昭）

島田課長。

建設課長（島田 和博）

先程の質問について、その通りでございます。

もし倒産等いろんなことがあって、工事が不履行になった場合における保証金でございます、それについては工事完了後返還するということになっております。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

平米単価と坪単価を教えてくださいと思います。

前の時には、三豊の消防庁舎の参考に単価を聞いたのですが、具体的にどういふふうになっているのかということと、もう1点は一般質問で質問したのですが、公契約条例でそこで働いている人の賃金がどうなっていくのか、また労働条件、賃金形態がどのようになるのかということをお聞きしたいのですが。地元でのそういう公共工事の発注について、やはり今この地域経済の中で賃上げしたりして労働条件が悪くて、そういう点では地域経済に不安定な要素があるということで、今自治体がそういう公契約条例で働いている人の下請けの人もそうなんです、賃金を保障するというので公契約条例がしているわけです。そういう意味でこの点についてもお聞きしたいと思います。

議長（志村 忠昭）

島田課長。

建設課長（島田 和博）

急なご質問でございますので、平米単価等計算機ございません。

帰りましてご報告させていただきたいと思います。

労働条件等、昨今の労働環境、労働条件、労働賃金といろいろございます。

ただ我々として近々の賃金実態を掌握するなかで発注をいたしたつもりでございます。

なおただ業者としてその末端の労働者までそれがしているかどうかについては、今後引き続き我々としては、調査をしたり、またそれだけの動向を調査する使命があると存じております。

なおこれは我々だけじゃない大きな問題になっておりますから、その点また今後とも注視をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、平成26年第3回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時53分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

平成 26 年 5 月 7 日  
第 3 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記